

本翻訳はロシアNIS貿易会監修による仮訳である。
本法はトルクメニスタン政府 (<http://www.turkmenistan.gov.tm/?id=19709>) より
ダウンロードした露文資料に基づく。

トルクメニスタン産業家・企業家同盟法（新稿）

（2020年3月14日付トルクメニスタン法により改定）

本法律はトルクメニスタンの産業家・企業家同盟が行う活動の法的、組織的、経済的基礎を定め、トルクメニスタンにおいて企業活動が発展する上での同同盟の役割の向上を図るものである。

第I章 総則

第1条 トルクメニスタン産業家・企業家同盟に関するトルクメニスタンの法令

トルクメニスタン産業家・企業家同盟に関するトルクメニスタンの法令はトルクメニスタン憲法、トルクメニスタン社会連合法を基本とするものであり、本法ならびにその他のトルクメニスタンの法規文書からなる。

第2条 トルクメニスタン産業家・企業家同盟

1. トルクメニスタン産業家・企業家同盟（以下、「同盟」）は、私有および（または）混合（共同）所有形態によって企業活動を行う自然人および法人（以下、「会員」）を束ね、その権利と合法的利益を代弁・擁護し、トルクメニスタンの企業活動の発展に資することを目的とする社会団体である。

「同盟」はトルクメニスタン領内に加え、トルクメニスタンの法令に則って設立した、「同盟」の下部組織である団体、支部（支社）、駐在事務所が置かれた他国の領内でも活動することができる。

2. 「同盟」は非営利法人である。

3. 「同盟」は所有権に基づき自らに属する独立した資産を保有し、自らの債務に対しその資産により責任を負い、自己の名で所有権と人格権を取得し、債務を負担し、裁判の原告および被告となることができる。

「同盟」は自己の会員の債務に責任を負わず、「同盟」の会員は「同盟」の債務に責任を負わない。ただし、トルクメニスタンの法令に則って双方がそのような債務を引き受けた場合はこの限りではない。

「同盟」の会員が提供した資産は「同盟」の資産である。本法および定款に定める目的と課題を達成するため、「同盟」はトルクメニスタンの法令に則って自己の所有下もしくは裁量下にある資産を保有し、使用する。

4. 「同盟」は国家語による正式名称を持ち、略称を持つことができる。

また「同盟」はひとつの外国語による正式名称および（または）略称をもつことができる。

「トルクメニスタン産業家・企業家同盟（Türkmenistanyň Senagatçylar we telekeçiler birleşmesi）」という語句を自己の名称中に使用できる者は、「同盟」のシステムに属する企業や団体であるか、あるいは「同盟」が設立者として参加している企業に限られる。この語句を「同盟」のその他の会員が使

用する場合は、その使用权は契約および有償により行使することができる。

5. 「同盟」は自己のロゴタイプと「Türkmenistanyň Senagatçylar we telekeçiler birleşmesi」の文字からなる印章を有する。「同盟」のロゴタイプは法律に定められた手続きにより国に登録され、「同盟」の許可無く使用することはできない。

6. 「同盟」の所在地はアシガバードである。

第II章 「同盟」の目的、主要課題および機能

第3条 「同盟」の目的と主要課題

1. 「同盟」の目的は以下の通りである。

1) 国家の産業と企業活動の発展、国内および国際的レベルにおける互恵的な経済関係の確立に寄与する経済政策を進める上で「同盟」会員の力を結集し、調整する。

2) 「同盟」会員の経済的能力・科学技術的能力・知的能力を互恵原則に基づいて結集させることによる国民的・国家的経済発展プログラムの実現に参加する。

3) 「同盟」会員が国の経済的・社会的発展に積極的に加われるよう、あらゆる面から支援する。

4) 国家権力機関および地方自治体機関において他の経済主体に対して自己の権利ならびに会員の権利と合法的利益を代表し、擁護する。

5) ビジネスおよび企業活動ならびに市場関係の諸手法の順調な発展にとって有益な条件を形成し、社会的協業の原則を導入し、企業人に対して経済・文化・教育・情報の向上を保障する。

6) 主に経済・科学技術・社会に関係する団体を主とする様々な国際団体との活発な交流を実現し、発展させる。

7) 経済全体と市場関係の発展を支援し、現代的な産業制度と企業制度を形成し、民間経済セクターを発展させる。

8) 雇用を創出し、失業率を低下させ、国民の企業活動を向上させる。

2. 「同盟」の主要課題は以下の通りである。

1) 産業家・企業家の団結を図る。

2) 国家機関と企業活動主体との効果的な連携を確立する。

3) トルクメニスタンにおいて企業家ノイニシアチブを実現するために好適な法律・経済・社会的条件の整備に寄与する。

4) トルクメニスタンにおける企業活動に関わる法令の改善作業に参加する。

5) 「同盟」の会員を代表してその権利と合法的利益を擁護する。

6) 産業構造およびその他の生産構造、テクノパークネットワーク、テクノポリス、ビジネスインキュベータ、生産技術センター、イノベーション活動センターなどの市場構造、経済特区、物流センターなどの市場構造を構築し、トルクメニスタンの法令に則って自由経済特区において活動を行う。

7) 農工コンプレクスおよび農業部門における企業活動の発展に寄与する。

8) トルクメニスタンの観光産業に携わる企業活動主体を結集し、その活動を規制し、この方向性における国際協力の発展に参加する。

9) 新しい種類の輸入代替製品および輸出指向製品の生産を支援し、それらの製品の国内外の市場での販売を促進する。

10) トルクメニスタン国内および国外での専門技術者の教育や実地研修を実施することなどによ

り、中小企業を含む企業活動主体の人材の育成・再教育・技能向上を支援し、高等・中等の職業教育機関を設立する。

11) 「同盟」会員の行う対外貿易、地域間協力、輸出能力向上事業を支援する。

12) 国家および社会の経済的・社会的発展に関する最重要問題 に対する「同盟」会員の立場を確立する。

13) 国による商品（役務、サービス）調達への「同盟」会員の参加を支援する。

14) 国家機関および地方自治体機関において自己の権利ならびに自己の会員の権利と合法的利益を代表する。

15) 「同盟」の権限の範囲内で、官民パートナーシップ企業の設立および発展、その市場経済への適応を支援する。

16) 「同盟」会員に経済・法律・情報に関する問題に関して助言と援助を提供し、会員の社会的権利やその他の権利が擁護されるよう支援する。

17) 「同盟」の会員間で先進的経験が共有され、情報が拡散されるよう図る。

18) 所定の手続きによって、経済・科学技術・法律・環境・社会上の問題に関して国家間で結ばれる協定の作成に参加する。

19) 「同盟」の定款に合致した方向性を有するプログラムとプロジェクトを策定し、実行する。

20) 独自に、もしくは他の団体と共同で、基金、コンサルティングセンター、情報マーケティングセンター、研究所、教育・科学・文化・PR・観光などを目的とする団体を設立する。

21) 情報宣伝、編集出版団体などのマスメディア組織を創設する。

22) 経済発展、協力拡大、企業の経営幹部や専門家ならびに企業家の経営能力や専門技能の向上を目的とする展示会、教育・科学コンファレンスなどの催しを開催する。

第4条 「同盟」の機能

「同盟」は本法が定める目的と課題に関して以下の機能を担う。

1) 「同盟」会員を代表して行動し、トルクメニスタン国内外において国家権力機関や他の法人に対して、委任状なしで会員の合法的利益を代行する。

2) 民間経済振興プログラムの公共鑑定を行う。

3) 自己の権能に属する問題に関するトルクメニスタンの法規文書の作成に参加する。

4) トルクメニスタンにおける企業活動の状況を分析し、その発展促進手段に関する提言を作成する。

5) 科学およびイノベーションに関わる企業活動を振興する国家プログラムに参加し、全国的な科学研究・開発事業に参加する。

6) 国有財産の非国有化および民営化国家プログラムの実施に参加する。

7) 新たな産業構造およびその他の生産構造、テクノパークネットワーク、テクノポリス、ビジネスインキュベータ、生産技術センター、イノベーション活動センターなどの市場構造を構築するための措置を実行する。

8) 「同盟」の会員同士の紛争に関して会員からの要請があれば、係争に至る前に和解できるよう審理を行う。

9) 国外の経験を概括するものを含め、法律・経済・統計などに関する情報のデジタルデータベースを構築する。

10) 「同盟」会員に対する法律相談を行う。

11) 生産・投資・対外貿易活動を活性化するための条件整備を促進する。

- 12) トルクメニスタン国内および諸外国における展示会、セミナー、コンファレンス、フォーラムなどを企画、開催し、それらへの「同盟」会員の参加を可能にする。
- 13) トルクメニスタンの法令に則って外国の産業家・企業家の国際団体や社会団体との連絡を確立し、強化する。
- 14) トルクメニスタンにおける企業活動条件の独立した評価としてのランク付け「Işewürlik ýagdaýy」を行うほか、分野ごとの企業活動主体のランク付けも行う。
- 15) 企業活動に対する社会的モニタリングを行う。
- 16) トルクメニスタン閣僚会議に対し、企業活動に関わる国家機関の業務の改善を提言する。
- 17) トルクメニスタンにおける企業活動の状況の年次報告を作成し、それを公開することで社会および国がそうした情報を得られるようにする。
- 18) 法規文書に定める手続きに則って、
 - a) 経済特区の創設および（または）管理に参加する。
 - b) 官民パートナーシップに基づいてトルクメニスタンの国家機関および企業と共同で事業を行う。
 - c) 企業経営に関する経験の分析と総括を行う。
 - d) 国家機関に経済特区の設立問題について提言を行う。
 - e) ビジネスインキュベータの設立の手配などを含め、起業および経営についての教育やコンサルティングサービスを行う。
- 19) 企業活動主体のための統一インターネットポータルを創設し、運営する。
- 20) トルクメニスタンの法規文書に定める手続きに則って、「同盟」会員が生産する商品および提供する役務やサービスの統一リストを作成するなど、トルクメニスタンの製造業を支援し、政府調達に占めるローカルコンテンツの比率を増大させるための措置の実施に参加する。
- 21) 経済分野ごとの労働力需要に合わせて、人材養成についての政府発注の策定および人材配置に関する提言を行う。
- 22) 企業活動主体および高技能労働者需要のモニタリングを行う。
- 23) 専門家の就労支援措置を策定して実施する。
- 24) 専門家の育成・再教育・技能向上のための訓練センターを設立する。
- 25) トルクメニスタンの法令と国際条約に則って、国外の団体と共同でビジネスコンサルティングなどを行うコンサルティング組織を設立する。
- 26) トルクメニスタンで生産され提供される商品およびサービスの国際市場への進出させるための国際マーケティングや宣伝支援を行う。
- 27) 外国の輸出入規制法令、開催予定の見本市、展示会、国際的な物流と決済といった問題、および貿易や企業内業務に関わる問題などについての情報を収集・分析し、会員に提供する。
- 28) 自己の権限内にあるその他の機能をトルクメニスタンの法令に則って遂行する。

第5条 「同盟」の活動原則

1. 「同盟」は以下の原則に基づいて活動する。
 - 1) 独立性、自主管理、合法性および説明責任
 - 2) 「同盟」会員であるすべての企業活動主体の権利の平等
 - 3) 国の国内政策および対外政策の基本原則に適合した決定の採択
 - 4) 公共の利益、国益、合法性および情報公開性の組合せ
 - 5) 業務の具体性、会員に対する説明責任、責任負担

- 6) 成果重視、決定の採択と遂行にあたっての一貫性と迅速性
 - 7) 分野間、分野内の連合体の発展
 - 8) 企業活動を行うにあたっての社会的責任
 - 9) 人間の命や健康および環境に対する商品・役務・サービスの安全性の担保
 - 10) 社会の利益と企業の利益の一致。
2. 「同盟」は本法、その他のトルクメニスタンの法規文書、「同盟」の定款に則って自己の活動を行う。
 3. 「同盟」はトルクメニスタンの法令に則って、定款に定める目的を達成するために事業活動を行い、その活動から得られた利益を定款に記された目的に限り使用することができる。企業活動から得られる利益を会員間で分配することはできない。

第6条 「同盟」と国との関係

1. 「同盟」は国の債務に責任を負わず、国は「同盟」の債務に責任を負わない。ただし、トルクメニスタンの法令に則って双方がそのような債務を自己に引き受けた場合はこの限りではない。
2. 法に定める権限により監査・管理業務を実施する場合を除き、国家機関、公共団体および他の団体、機関、連合体などは「同盟」の活動に干渉することができない。
3. 「同盟」は官民パートナーシップ主体として活動することができる。

第三章 「同盟」の設立、組織改変、活動の停止および解散

第7条 「同盟」を設立するための一般条件

1. 「同盟」の会員になれるのは、トルクメニスタンと外国の自然人および法人であって、私有および（もしくは）混合（合同）所有の形態で企業活動を行う者である。ホールディング、諸企業のグループ、連合体（協会）は「同盟」の会員となり、その団体を代表して活動することができる。
2. 「同盟」はトルクメニスタンの法令が定める設立文書を有する。
3. 「同盟」の登記はトルクメニスタンの法令が定める手続きにしたがって行われ、その登記内容は国の統一法人登記簿に記載される。
4. トルクメニスタンの企業活動主体の権利と合法的利益を擁護し、企業活動の発展を支援し、また企業活動主体の団結を図るため、企業活動による年商がトルクメニスタンで定められている最低賃金の1,250倍を超え、私有の所有形態で企業活動を行っている国内の企業活動主体が「同盟」の会員となるものとする。
5. 「同盟」の会員は「同盟」の理事会が承認する入会金と年会費を納める。「同盟」の理事会は同盟の一部サービスに対して別に報酬および（または）納付金を定めることができる。
「同盟」を脱退するときは、会員が納付した入会金と会費、および会員が自発的に納付した金額は返還されない。
6. 「同盟」の会員登録は「同盟」の理事会が定めた手順にしたがって行われる。
7. 「同盟」は専門別の連合体や企業活動上の関心を共有する者の連合体（協会）を設立することができる。
そうした協会として大規模な企業家協会を設立することもできる。その会員になることのできるの
は以下の企業活動主体である。

- 1) 持株会社であって、傘下に5つ以上の企業活動主体を抱えている。
 - 2) 年商がトルクメニスタンで定められている最低賃金の2,500倍を超えている。
 - 3) 1,000人以上の従業員が在職している。
 - 4) 所有する不動産の価値がトルクメニスタンで定められている最低賃金の25,000倍を超えている。
 - 5) 生産している製品の国内市場占有率がトップクラスである商品生産者である。
 - 6) 輸出による年間売上がトルクメニスタンで定められている最低賃金の1,500倍を超える商品生産者である。
8. 本条の第7項にいう連合体（協会）に「同盟」の会員を受け容れる決定、ならびにそこから除名する決定は、「同盟」理事会によって承認される。
9. 「同盟」は、大規模な企業家連合体（協会）会員の企業プロジェクト、国家調達への参加、国家融資、貸付供与、国有財産の指定払下げに対して保証人となることができる。

第8条 「同盟」の定款

1. 「同盟」の定款はその設立文書である。
2. 「同盟」の定款は以下の内容を含まなければならない。
 - 1) 「同盟」の名称、目的、課題と活動内容、その法的組織形態
 - 2) 同盟の構成、その指揮命令機関と監査機関
 - 3) 同盟の活動が及ぶ領域
 - 4) 「同盟」の会員資格の獲得、またその喪失の条件およびその手順、会員の権利および義務
 - 5) 「同盟」の指揮命令機関の権能と構成手順、ならびにその任期と権限
 - 6) 「同盟」の常任指揮命令機関の所在地
 - 7) 「同盟」の指揮命令機関が会議を招集し、決定を採択する手続き
 - 8) 「同盟」の資金およびその他の資産の発生源、「同盟」とその構成要素の資産管理権
 - 9) 「同盟」の定款の改正手順
 - 10) 「同盟」の組織改編・解散手続き、ならびに「同盟」解散後に残る資産の分配手続き
 - 11) トルクメニスタンの法令に反しないその他の規則。
3. 定款は「同盟」総会で承認され、「同盟」理事長により署名される。

第9条 「同盟」の組織改変、活動停止および解散

「同盟」の組織改編、活動停止および解散はトルクメニスタン法令および「同盟」の定款に則って行う。

第IV章 「同盟」の所有権と資産の管理

第10条 「同盟」の所有権と所有権の保持者

1. 「同盟」はその定款に定める目的と課題の遂行に必要な独立した資産を保有する。
2. 「同盟」の会員は「同盟」に属する資産の所有権を有さない。
3. 本法に定める目的と課題を遂行するため、「同盟」は地域の社会連合体もしくは他国の社会連合体の設立者（参加者）になることができる。

第11条 「同盟」の活動資金の調達

以下が同盟の資金源となる。

- 1) 「同盟」の理事会でその金額が承認される入会金、年会費、目的別納付金
- 2) 会員が「同盟」に譲渡する資産を含む、自然人および法人による自発的納付金
- 3) 本法と自己の定款に則って開催する催しや遂行する役務およびサービスから得られる資金
- 4) 「同盟」の資産、「同盟」が設立した企業活動主体の事業、ならびに民法上の協定から生じる収益
- 5) 保有する株式、債券などの有価証券および預金の配当金（収益、利息）
- 6) 特定目的融資、外国の非営利団体を含む法人からのトルクメニスタンの法令に定める手続きに則った入金（助成金として）、「同盟」のプログラムのための特別資金
- 7) 「同盟」の会員ではない自然人および（または）法人からの納付金、贈与、寄付もしくは遺贈などの金銭およびその他の資産
- 8) その他、トルクメニスタンの法令が禁じていない資金。

第V章 「同盟」の権利および義務

第12条 「同盟」の権利

1. 「同盟」は定款に則った目的、課題および機能を遂行するために必要な権利を有する。
2. 「同盟」は以下の権利を有する。
 - 1) 自己の権利を代表および擁護し、「同盟」の会員の名のもとに行動し、トルクメニスタンおよび国外の国家機関や他の法人に対し会員の合法的利益を代表する。
 - 2) 社会・国家上の問題でイニシアチブを発揮し、こうした問題について国家機関に提言を行う。
 - 3) トルクメニスタンの法令に則って投資を含む企業活動を行う。
 - 4) トルクメニスタンの法令に則って「同盟」の資産を保有・利用・処分する。
 - 5) トルクメニスタンの法令に則って以下を設立する。
 - a) トルクメニスタン国内および諸外国に構成要素一組織、支部（支所）、駐在事務所
 - b) 金融機関、高等・中等教育機関および技能向上・再教育機関などの、企業、組織および機関。
 - 6) トルクメニスタンの法令に定める手続きに則って、マスメディア機関を設立し、広報出版活動を行う。
 - 7) トルクメニスタンの法令に則って建築事業に共同出資を行う。
 - 8) トルクメニスタンの法令に則って自己の活動方法や内部組織を定め、その人員配置、給与体系と金額、職員奨励制度を承認する。

第13条 「同盟」の義務

「同盟」は、社会連合体に関する法律、ライセンスを必要とする活動に対するライセンス供与に関する法律などのトルクメニスタンの各法令、自己の活動分野に関係して一般に認められた原則と国際法の規則、ならびに「同盟」の定款に定める規則を遵守しなければならない。

第VI章 「同盟」の企業活動と税負担

第14条 「同盟」の企業活動

定款の目的を達成するために「同盟」はトルクメニスタンの法令に則って企業活動を行うことができる。この企業活動がもたらす利益は定款に記された目的に限って利用することができる。

第15条 「同盟」の税負担

「同盟」はトルクメニスタンの法令に則って税を負担する。

第16条 「同盟」の活動に対する国からの支援

国は「同盟」とその会員の権利および合法的利益を守ることを保証し、その活動を支援する。

第VII章 「同盟」の指揮命令機関と監査機関

第17条 「同盟」の指揮命令機関

1. 「同盟」の指揮命令機関は以下の通りである。
 - 1) 「同盟」総会
 - 2) 「同盟」理事会
2. 「同盟」の最高指揮命令機関は、年1回以上招集される総会である。

会員の10分の1以上の要求もしくは「同盟」理事会の決定によって臨時総会を開くことができる。
3. 「同盟」の指揮命令機関の権限およびその形成手順ならびにその任期は「同盟」の定款によって定める。

第18条 総会の権限

1. 総会の権限は以下の通りである。
 - 1) 「同盟」の定款を承認し、その変更および（または）増補を行う。
 - 2) 「同盟」理事会の理事と監査委員を選任および解任する。
 - 3) 「同盟」理事会と監査委員会の報告を承認する。
 - 4) マスメディアに公開されるべき「同盟」の年次活動報告を承認する。
2. 総会は選出された代議員総数の過半数が参加した場合に決定を採択する権利を持つ。

総会は総会が権限を有する問題について出席代議員の過半数の賛成で採択する。
投票権を他者に委譲すること、ならびに他者に代わって投票することは認められない。
3. 各ベラヤト（州）およびアシガバード市からの総会代議員の選出手続きは「同盟」の定款により定める。

第19条 「同盟」の理事会と理事長

1. 「同盟」理事会（以下、「理事会」）は「同盟」の日々の活動を指揮する。
2. 「理事会」は総会に対して説明責任を負う。理事の任期と定数は「同盟」の定款によって定める。
3. 理事会は総会で選ばれる理事長がこれを指揮する。
4. 理事会の権限は、以下に示すものを含め、本法律および「同盟」定款に従って、総会の権限に属さない問題を検討し、それに関する決議を採択することである。
 - 1) 「同盟」が設立者として加わる法人を設立する決議の採択、その目的、課題および権限の決定
 - 2) 「同盟」の財務計画の承認
 - 3) トルクメニスタン国内および諸外国に支部および駐在事務所を設置する決定の採択
 - 4) 「同盟」会員に提供するサービスのリストの承認
 - 5) 義務的会費支払いを免除する決定の採択
 - 6) ベラヤト（州）およびアシハバード市からの総会代議員の人数の承認。
5. 理事会は全理事の過半数の出席がある場合に法的効力を有する。決議の採択は理事会出席理事過半数の賛成により行われる。賛否同数の場合は理事会の会議の議長が決定権を持つ。
6. 理事長および副理事長以外の理事は、「同盟」の他の指揮命令機関の職に選出されることはない。
7. 理事長は以下の機能を有する。
 - 1) トルクメニスタンの国内外において「同盟」の利益を代表し、委任状なしで「同盟」を代表して活動する。
 - 2) 「同盟」を代表してその基本的活動に関わる契約を締結し、その他の文書を受諾する。
 - 3) 国家機関およびその他の組織との協力を行う。
 - 4) 理事の中から副理事長を任命し、解任する。
 - 5) 「同盟」の活動を組織し、人員配置および給与額を承認し、トルクメニスタンの労働法に則って職員を採用および解雇し、奨励策を講じ、またその懲罰処分を適する。
 - 6) 本法と「同盟」の定款に則って「同盟」の現金と資産を取り扱う。
 - 7) 「同盟」の会員名簿を管理する。
 - 8) インターネットを含むマスメディアに「同盟」の活動、「同盟」の総会・理事会・監査委員会の結果内容が公表されるよう取り計らう。
 - 9) トルクメニスタンの法令と「同盟」の定款に則ってその他の課題を遂行する。

第20条 「同盟」の監査委員会

- 「同盟」の財務・事業活動を監査するために「同盟」の総会は、監督機関として、監査委員会を理事以外の者から選任する。
- 監査委員会の定員は「同盟」の総会が決定する。
- 監査委員会の活動は「同盟」の定款に則って行われる。

第VIII章 同盟の会計と会計報告

第21条 会計と会計報告

「同盟」はトルクメニスタンの法令に則って会計帳簿を記帳し、財務・統計報告書を作成し、提

出する。

第22条 「同盟」の経理および文書管理

「同盟」はトルクメニスタンの法令に則って文書の管理と保管を行わなければならない。

第IX章 「同盟」会員の権利および義務

第23条 「同盟」会員の権利および義務

1. 「同盟」会員は以下の権利を有する。
 - 1) 「同盟」の専門的な支援と保護、ならびにその「定款」に記されたサービスを享受する。
 - 2) 「同盟」の指揮命令機関の役員を選任し、また自らが選任される。
 - 3) 「同盟」の権限内の問題に関して「同盟」に書面による要請を行い、根拠を示した回答を得て、「同盟」の業務改善に関する提言を行う。
 - 4) 本法および「同盟」定款に定める手続きに則って「同盟」の運営に参加する。
 - 5) 有償のものを含め、「同盟」が手配する講習で学習し、技能を高め、再教育を受ける。
 - 6) 各分野の独立の専門家のサービスを含め、専門的な調査分析面での支援を受ける。
 - 7) 「同盟」定款の定める手続きに則って「同盟」の活動に関する報告を受ける。
 - 8) トルクメニスタンの法令が定めるその他の権利を行使する。
2. 「同盟」の会員は、「同盟」の定款に定める要求を満たし、会費を納め、「同盟」の求めに応じ、自己の行う、活動についての秘密とされない情報を提供しなければならない。
3. 「同盟」の会員は平等な権利を有する。
4. 「同盟」は企業活動主体の行う活動に干渉したり、その権利や合法的利益を侵害したりすることはできない。

第24条 義務的納付金およびその他の支払い

1. 「同盟」は理事会の承認した義務的納付額をインターネットに掲げることを含め、マスメディアに公開する。
2. 義務的納付金の額を承認するにあたっては、「同盟」は会員のグループ別の順序を定めることができる。
3. 理事会は「同盟」の会員に対して、会員と契約を結ぶなどして、他の支払いを定めることができる。

第X章 終則

第25条 紛争の解決

「同盟」の活動過程で生じる紛争はトルクメニスタンの法令に定める手順により解決される。

第26条 本法に違反した場合の責任

本法に違反した者は、トルクメニスタンの法令により責任を負う。

第27条 本法の施行

本法は公表された日より発効する。

トルクメニスタン大統領
グルバングルィ・ベルディムハメドフ
アシガバード市 2019年10月5日
第177-VI号